

# 香川県報



号外

平成16年

4月1日(木曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

香川県県税徴収嘱託員要綱

（税務課）

一

## 告示

香川県告示第二百二十一号の三

香川県県税徴収嘱託員要綱を次のように定める。

平成十六年四月一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県県税徴収嘱託員要綱

（趣旨）

第一条 この要綱は、県税の滞納者に対して自主納税を促すとともに徴税吏員の徴収事務を補助する嘱託員（以下「徴収嘱託員」という。）について、必要な事項を定める。

（徴収嘱託員の指定）

第二条 徴収嘱託員は、県税事務所及び小豆総合事務所（以下「県税事務所等」という。）に勤務する嘱託員の中から県税事務所等の長が指定する。

（徴収嘱託員の職務）

第三条 徴収嘱託員は、県税事務所等の長の指揮監督のもとに、次に掲げる事務を行う。

- 一 県税に係る徴収金の納付（入）の勧奨
- 二 県税に係る徴収金の受領
- 三 徴税吏員が行う徴収事務の補助

2 県税事務所等の長は、業務上必要と認めるときは、前項に掲げる事務以外の事務を徴

収嘱託員に行わせることができる。

3 徴収嘱託員は、前二項に規定する事務を行うときは、県税徴収嘱託員証（様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

（その他）

第四条 この要綱に定めるもののほか、徴収嘱託員の身分、勤務、報酬その他必要な事項については、非常勤嘱託員の設置に関する要綱に定めるところによる。

附則

この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。

様式(第3条関係)

写 真	第 号	県 税 徴 収 嘱 託 員 氏 名
年 月 日 交 付	香 川 県	県 税 徴 収 嘱 託 員 証
	香 川 県 印	

平成十六年四月一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)